TOYOShutter

第63回
定時株主総会
招集ご通知



開催情報

日時 **平成30年６月21日（木曜日）**
午前10時

場所 大阪市中央区南船場二丁目４番10号
ネストホテル大阪心斎橋
２階「淀」
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

決議事項

第１号議案　取締役10名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　監査役補欠者１名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

郵送またはインターネットにより
議決権を行使してくださいますよう
お願い申しあげます。

議決権行使期限
平成30年６月20日（水曜日）
午後５時15分到着または入力分まで

東洋シヤッター株式会社
証券コード：5936

（証券コード5936）
平成30年６月５日

株　主　各　位

大阪市中央区南船場二丁目３番２号
東洋シヤッター株式会社
代表取締役社長　岡　田　敏　夫

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

［郵送による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月20日（水曜日）午後５時15分までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成30年６月20日（水曜日）午後５時15分までに、議案に対する賛否をご入力ください。
　なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、４頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成30年６月21日（木曜日）午前10時
2. 場　　所　大阪市中央区南船場二丁目４番10号
　ネストホテル大阪心斎橋　２階「淀」

3. 目的事項

報告事項
1. 第63期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　取締役10名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　監査役補欠者１名選任の件

以　上

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2．次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.toyo-shutter.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
①連結株主資本等変動計算書
②連結計算書類の連結注記表
③株主資本等変動計算書
④計算書類の個別注記表
従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
3．株主総会参考書類及び事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

株主総会開催日時

平成**30**年**6**月**21**日（**木曜日**） 午前**10**時

株主総会にご出席いただけない場合



郵送（書面）によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成**30**年**6**月**20**日（**水曜日**） 午後**5**時**15**分到着分まで



インターネットによるご行使

インターネットにより議決権を行使していただけます。詳しくは次頁をご覧ください。

行使期限

平成**30**年**6**月**20**日（**水曜日**） 午後**5**時**15**分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

1．インターネットによる議決権行使について

（1）書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

（2）行使期限は平成30年６月20日（水曜日）午後５時15分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

（3）書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

（4）パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

（5）インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。

・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である　みずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

（1）議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル　0120-768-524（平日 9：00～21：00）

（2）上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル　0120-288-324（平日 9：00～17：00）

以　上

添付書類

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１　企業集団の現況に関する事項

⑴事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善が続くなか、国内景気は穏やかな回復基調にあるものの個人消費の伸び悩み、また為替の不安定な動向など海外情勢の国内への影響により景気の先行きは依然不透明な状況にあります。

当シャッター業界におきましても、民間設備投資を中心に底堅く推移しており、首都圏を中心とした建設投資が本格化しつつあるという環境の若干の明るさはあるものの、決して楽観できる状況ではありません。

このような状況下、当社グループは、中期経営計画『POWER UP3』の最終年度として、積極的な営業活動による受注確保・販売拡大を展開し、業務全般にわたる効率化を進めて事業基盤を固めるとともに受注済案件の採算管理強化及び小口案件の積極的受注等利益改善に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における受注高は前年同期比1.4％増の19,014百万円となり、売上高は前年同期比6.9％増の19,043百万円、営業利益は578百万円（前年同期比178百万円減少）、経常利益は753百万円（前年同期比44百万円増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は490百万円（前年同期比49百万円増加）となりました。

⑵資金調達の状況及び設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資は、総額139百万円であり、その主なものは、設備の更新であり、自己資金とリースにより調達しております。

⑶対処すべき課題

［中期的な経営戦略］

今後の見通しにつきましては、国内景気は穏やかな回復傾向にあるものの、依然、海外情勢の動向や金融市場の変動など、引き続き先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

国内建築需要につきましては民間設備投資を中心に拡大していくものと予想されますが、原材料価格の高騰など今後につきましては予断が許されない状況が続くものとみております。

このような状況の中、当社グループといたしましては、平成30年度を初年度とする中期経営計画『BRUSH UP3』（平成30年5月11日公表）をスタートすることにいたしました。

当社グループは新たに策定いたしました中期経営計画『BRUSH UP3』の達成に向け、環境の変化に応じたスタイルを追求し企業品質の向上を目指し、安全・安心・快適・感動を提供するとともに、社会の進歩発展に貢献することを経営理念として全社一丸となって目標達成に邁進してまいります。

また、顧客ニーズに対応できる商品開発とサービスのさらなる改善・強化によって企業品質の向上を実現し、シャッター・ドア・金物専業メーカーとしての地位を万全のものにするよう努めてまいります。

株主各位におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

[経営理念]

私たちは企業品質の向上を目指し、安全・安心・快適・感動を提供するとともに社会の進歩発展に貢献します。

[経営ビジョン]

・環境に応じたスタイルを追求し、行動力・スピード・稼ぐ力を全員で磨きます。
・商品開発・ものづくり改革に挑み、主力事業の完成度を高め、お客様との絆を深めます。
・新たな出会いや新しい分野への挑戦を目指し、次世代に繋がる収益基盤を構築します。
・社員や共に働く人々は日々成長を志し、新しい自分と出会えるよう自己研鑽に励みます。

[中期経営計画骨子]

中期経営計画期間において、企業価値の一層の向上を目指し、柔軟性と独自性をもって以下の重点施策を遂行し、収益力強化に取り組んでまいります。

・コーポレートガバナンスを一層強化し、更なる内部統制の充実と意思伝達の迅速化を図ります。
・主力事業での売上増強策として、ラインナップの充実、既存販売網で拡販出来る商品開拓を行います。
・受注案件の採算管理を一層推し進め、稼ぐ力を磨くとともに、全社コストと時間管理の見直しにより収益力強化を図ります。
・自動化、省力化、効率化、多能化を実現するため、段階的投資を行い、生産体制と設計施工体制の強化に努めます。
・メンテナンス事業は構築してきた基盤での保守点検契約の獲得に向けた動きを行います。
・人材育成については、適材適所の配置と最大パフォーマンスの発揮が出来る、個別の職務開発の実施、社員一人ひとりの成長に向けた自己研鑽に励む風土を醸成します。

⑷財産及び損益の状況の推移

	平成26年度 第60期	平成27年度 第61期	平成28年度 第62期	平成29年度 第63期 (当連結会計年度)
受注高	19,800,382 千円	18,242,373 千円	18,752,161 千円	19,014,264 千円
売上高	18,807,368 千円	18,540,088 千円	17,820,007 千円	19,043,872 千円
経常利益	1,385,641 千円	1,106,603 千円	709,332 千円	753,743 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	849,339 千円	280,492 千円	440,386 千円	490,219 千円
１株当たり当期純利益	125円55銭	44円24銭	69円46銭	77円33銭
総資産	16,780,470 千円	16,385,828 千円	16,589,715 千円	17,756,759 千円
純資産	6,701,383 千円	5,392,356 千円	5,789,058 千円	6,289,852 千円

（注）１株当たり当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益から期中平均株式数（除く自己株式数）で除して算出しております。

⑸重要な親会社及び子会社の状況（平成30年3月31日現在）

①親会社

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
南東洋シヤッター株式会社	20,000 千円	100 %	外注業務の請負

⑹主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

各種シャッター及びその他の建築用建具・建材の製造・取付及び販売
防災・防犯機器の製造・取付及び販売
建築用金物・船舶用金物・装飾金物・家具厨房機器の製造及び販売
建築物の設備機器・資材・什器設備・消耗品の仕入・販売及び輸出入に関する業務
各種電気輸送機及び電気装置用機械器具ならびに材料の販売・据付及び修理
上記の保守業務
不動産の売買・賃貸借・仲介及び管理
工業所有権・著作権等の無体財産権・ノウハウ・システムエンジニアリング・その他ソフトウェアの取得・貸与及び販売
上記に関連する業務

⑺主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

本　　社　大阪市
東京本社　東京都中央区
支　　店　東京支店（東京都中央区）、東京ビル建支店（東京都中央区）、
名古屋支店（名古屋市）、京都支店（京都市）、大阪支店（大阪市）、
大阪ビル建支店（大阪市）、関西メンテサービス支店（大阪市）、
中四国支店（広島市）、九州支店（福岡県糟屋郡）
営 業 所　全国主要都市50ヶ所
工　　場　つくば工場（茨城県稲敷市）、奈良工場（奈良県磯城郡）、
九州工場（鹿児島県姶良市）
子 会 社　南東洋シヤッター株式会社（鹿児島県姶良市）

⑻従業員の状況（平成30年3月31日現在）

企業集団の従業員の状況

事業の部門等の名称	従業員数
管理部門	49 名
営業部門	378
製造部門	120
合計	547

（注）上記従業員数には嘱託従業員及びパート従業員（合計113名）は含んでおりません。

⑼主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	千円 1,670,585
株式会社三菱東京UFJ銀行（注）	571,707
株式会社三井住友銀行	539,707
株式会社りそな銀行	280,000
株式会社商工組合中央金庫	245,500

（注）株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年４月１日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

2　会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

⑴発行済株式の総数

①発行可能株式総数	普通株式	17,748,000株
②発行済株式の総数	普通株式（自己株式含む）	6,387,123株

⑵株主数

普通株式　4,243名

⑶上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
DEUTSCHE BANK AG FRANKFURT A/C HOERMANN BETEILIGUNGS GMBH	1,200,000株	18.9%
東洋シヤッター取引先持株会	691,880株	10.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	420,500株	6.6%
東洋シヤッター従業員持株会	414,428株	6.5%
株式会社みずほ銀行	313,374株	4.9%
下村正一	150,000株	2.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	144,100株	2.3%
愛知電機株式会社	125,444株	1.9%
日本生命保険相互会社	119,207株	1.8%
中央不動産株式会社	114,159株	1.8%

（注）1．上記持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	106,900株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	96,300株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）	82,800株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口２）	68,200株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口６）	40,000株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	26,300株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	144,100株

2．上記、持株比率は自己株式（48,609株）を控除して計算しております。

⑷その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3　会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4　会社役員に関する事項

⑴取締役及び監査役（平成30年3月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡田敏夫	執行役員社長、全般統括
代表取締役専務	丸山明雄	専務執行役員、全般統括兼経営企画統括部長
取締役	金久史郎	常務執行役員、ユニット担当
取締役	岩田靜夫	常務執行役員、商品企画統括部長兼技術部長
取締役	能村宏	常務執行役員、業務企画統括部長
取締役	山本毅彦	常務執行役員、生産担当兼西日本ユニット九州工場長
取締役	堀井昌弘	弁護士、さくら法律事務所代表弁護士 岩谷産業（株）社外監査役
取締役	マーチン･ハーマン	ハーマン・ベタイリグングス（有）マネージングディレクター
取締役	水野久美子	公認会計士、水野会計事務所所長
常勤監査役	小田修	
常勤監査役	南山芳毅	
監査役	津田尚廣	弁護士、弁護士法人なにわ橋法律事務所代表社員 （株）PGSホーム社外監査役
監査役	堤昌彦	公認会計士、堤公認会計士事務所所長 エスペック（株）社外監査役

（注）1．取締役堀井昌弘氏、マーチン・ハーマン氏及び水野久美子氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、取締役堀井昌弘氏及び水野久美子氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2．監査役津田尚廣氏及び堤昌彦氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役堤昌彦氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。
3．監査役津田尚廣氏は、弁護士としての豊かな経験と優れた識見を有するものであります。
4．監査役堤昌彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．当社は法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者峯本耕治氏を選任しております。
6．平成29年６月22日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって、三邑政輝氏は任期満了により取締役を退任し、山中真清氏は辞任により監査役を退任しております。
7．取締役に関する人事異動を平成30年４月１日付にて行っており、その内容は次のとおりであります。

異動後の会社における地位	氏名	異動後の会社における担当
常務取締役	金久史郎	常務執行役員、ユニット総括
取締役	能村宏	常務執行役員、ユニット副総括兼営業推進担当

8．当社は執行役員制度を採用しており、平成30年３月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員社長	岡田敏夫	代表取締役社長、全般統括
専務執行役員	丸山明雄	代表取締役専務、全般統括兼経営企画統括部長
常務執行役員	金久史郎	取締役、ユニット担当
常務執行役員	岩田靜夫	取締役、商品企画統括部長兼技術部長
常務執行役員	能村宏	取締役、業務企画統括部長
常務執行役員	山本毅彦	取締役、生産担当兼西日本ユニット九州工場長
常務執行役員	村中正人	営業推進統括部長兼東日本営業推進部長兼ＥＭ営業部長
執行役員	花井直樹	東日本ユニット長兼東京ビル建支店長兼東日本工務部長
執行役員	田畑勝志	関西ユニット長
執行役員	楠本良治	西日本ユニット長

9．執行役員に関する人事異動を平成30年４月１日付にて行っており、その内容は次のとおりであります。

異動後の会社における地位	氏名	異動後の会社における担当
常務執行役員	村中正人	ユニット副総括兼営業推進統括部長兼東日本営業推進部長兼市場開拓担当
常務執行役員	脇川和則	業務企画統括部長兼事務管理部長
上席執行役員	田畑勝志	関西ユニット長
執行役員	花井直樹	東日本ユニット長兼東日本工務部長

⑵取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	9人 (2)	124,126千円 (8,400)
監査役 （うち社外監査役）	5人 (2)	32,687千円 (7,200)
計	14人	156,813千円

（注）1．上記員数には、無報酬の社外取締役１名は含んでおりません。
2．上記員数には平成29年６月22日（第62回定時株主総会の会日）をもって退任した取締役１名・監査役１名を含んでおります。

⑶社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役堀井昌弘氏は、さくら法律事務所の代表弁護士であり、岩谷産業株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役マーチン・ハーマン氏は、当社の大株主でありますハーマン・ベタイリグングス(有)のマネージングディレクターであります。

取締役水野久美子氏は、水野会計事務所の所長であります。当社と当該事務所との間には特別な関係はありません。

監査役津田尚廣氏は、弁護士法人なにわ橋法律事務所の代表社員であり、株式会社PGSホームの社外監査役であります。弁護士法人なにわ橋法律事務所と当社は法律顧問契約を締結しております。当社とその他の兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役堤昌彦氏は、堤公認会計士事務所の所長であり、エスペック株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　　名	取締役会（出席率）	監査役会（出席率）
取締役	堀井昌弘	7回出席／9回開催（77.8%）	—
	マーチン・ハーマン	5回出席／9回開催（55.6%）	—
	水野久美子	9回出席／9回開催（100%）	—
監査役	津田尚廣	8回出席／9回開催（88.9%）	8回出席／9回開催（88.9%）
	堤　昌彦	9回出席／9回開催（100%）	9回出席／9回開催（100%）

（注）１．各社外取締役は取締役会に出席し、それぞれの専門的見地から、議案・審議等につき必要な意見の表明を適宜行いました。
２．各社外監査役は取締役会に出席し、それぞれの専門的見地から、公正な意見の表明を行いました。また、監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定できる契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役、社外監査役と当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

当該定款に基づき、当社が社外取締役、社外監査役の全員と契約した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役との責任限定契約

「社外取締役は、本契約締結日以降社外取締役として職務をなすにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社に損害を与えた場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする。」

・社外監査役との責任限定契約

「社外監査役は、本契約締結日以降社外監査役として職務をなすにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社に損害を与えた場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする。」

5　会計監査人の状況

⑴会計監査人の名称

栄監査法人

⑵責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑶当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①　報酬等の額	31,500 千円
②　当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	31,500 千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、①の金額には、金融商品取引法の監査の報酬等の額を含めております。

２．当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等について、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえて、検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑷非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑸解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6　業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

⑴取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「TS役職員行動規範」を定めるとともに、役員を対象とした「役員規程」を定め、これらの遵守を図る。取締役会については「取締役会規則」を定め、その適切な運営を確保しつつ、必要に応じ随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める「監査役監査基準」に従い、各監査役の監査対象である。その他に、弁護士事務所等外部専門家に顧問を委嘱し経営機能の強化を図る。取締役が他の取締役の法令定款違反を発見した場合は直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正を図る。後述する項番（５）の各条項は取締役の行為にも向けられており、その整備・確立も取締役の法令違反の抑制・防止に寄与するものである。

監査役は、取締役会はじめとする社内の重要な会議に随時出席し、取締役の職務執行の監査を実施した。監査部門では、部門監査（工場含む）を実施した。また、内部通報窓口への対応を行うことで、違反行為の早期発見と再発防止に努めた。

⑵取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

各規程に従い、適切に情報を保存・管理を行った。

⑶損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社及びグループ会社は会社経営を取り巻く各種リスク発生時の対応策として、「TSコンティンジェンシープラン」を定め、リスクの低減に努めるものとする。

②当社は各種リスクへの管理部署として、業務の執行部門から独立した組織としてコンプライアンス統括部を設置する。コンプライアンス統括部には、リスク管理部、業務監査部、品質管理部を置き、各種リスクの検証、計量、対応指導を行う。

③コンプライアンス統括部は業務監査部が「内部監査規程」に基づいて内部監査を行う他、各部がリスク管理に係わる規程を定め行動する。

④役員全員を中心として構成するリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス統括部で把握した当社のリスクに関する事象への全社的対応の協議を行う。

コンプライアンス統括部を中心に、対処すべきリスクに関し各部門から情報を収集し、未然防止、早期解決、再発防止を図った。

⑷取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社グループは、中期経営計画・年度計画を策定し、経営ビジョン・経営戦略を周知徹底するとともに、部署毎の目標設定により行動基準を明確化し、各業務執行ラインが目標達成のため活動することとする。また、計画の進捗状況についても定期的に検証を行う。

②当社及びグループ会社の取締役の職務の執行については、「組織規程」に職務分掌を明確化するとともに、「取締役会規則」、「稟議規程」等で権限を明確化し、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

社外取締役３名を含む９名の取締役よりなる取締役会は計９回開催され、社外監査役２名を含む監査役４名も参加した。

⑸使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社及びグループ会社のコンプライアンス体制を網羅するものとして「TS役職員行動規範」を定め、当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する基本方針、概念、社内体制、内部通報体制、遵守事項を明確化する。

②当社は、コンプライアンス対応部署として、業務執行部門から独立した組織のコンプライアンス統括部にリスク管理部を置き、コンプライアンス問題への対応、教育啓蒙を行う。

③役員全員を中心として構成するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス統括部で把握した当社のコンプライアンスに関する事象への全社的対応の方針協議を行う。

④内部監査部門として、業務執行部門から独立した組織のコンプライアンス統括部に業務監査部を置き、使用人の業務執行状況を監査する。

⑤監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

コンプライアンス統括部を中心に、業務監査部が各部署（90箇所）の業務監査を行い、対処すべきリスクに関し情報を収集し、未然防止、早期解決、再発防止を図った。

⑹株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

①当社及びグループ会社の業務の適正を確保するため、「TS役職員行動規範」をグループ会社にも適用し、その役職員にも周知徹底するものとする。

②グループ会社は当社に準じて規程類を整備し、その役職員に徹底するものとする。

③グループ会社には「関係会社管理規程」に基づき、コンプライアンス統括部業務監査部による内部監査を実施し、その業務の適正が確保されているか検証するものとする。また、内部監査の報告を代表取締役に行うものとする。

④同じく、コンプライアンス統括部各部により、各種リスクの検証、計量、対応指導を行う。

⑤監査役はグループ会社の業務の適正の確保に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

コンプライアンス統括部を中心に、業務監査部が各部署（90箇所）の内部監査を実施し、業務内容の監査を行った。また、リスク管理委員会を４回開催し、対処すべきリスクに関し情報を収集し、未然防止、早期解決、再発防止を図った。

⑺監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人を、当社は置かない。

②但し、監査役から求めがあった場合は当社の使用人から若干名を任命するものとする。

③監査役補助者の任命・解任・人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会において決定するものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

④監査役補助者は、業務の執行に係わる役職を兼務しないこととする。

⑻監査役に報告するための体制その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。

②前項の報告・情報提供の主なものは、次のとおりとする。

イ．当社の内部統制システム構築に係わる部門の活動状況。

ロ．内部監査の活動状況。

ハ．重要な会計方針、会計基準及びその変更。

ニ．業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容。

ホ．内部通報制度の運用及び通報の内容。

ヘ．稟議書及び監査役から要求された会議議事録回付の義務付け。

③前2項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

④監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。

取締役は、取締役会等の重要な会議において、各取締役が担当する業務執行状況を監査役に対し随時報告した。監査役は、監査役監査などで随時、使用人からのヒヤリング等を通じ必要な報告及び情報の収集を実施した。

⑼財務報告の信頼性を確保するための体制

①財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行う。

②内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

コンプライアンス統括部において、業務監査部の監査を通じ、内部統制の評価を実施した。

⑽反社会的勢力排除に向けた体制

①社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

②反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、コンプライアンス統括部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。

取引先との契約時において反社会的勢力の排除条項の契約書の記載を確認し、外部関係機関等との情報交換を定期的に行った。

7　剰余金の配当等に関する方針

当社グループは、中長期的な企業価値の向上と株主の皆様への利益還元のバランスの最適化を経営の最重要課題のひとつとして位置付けしております。今後の飛躍のための設備投資や研究開発費に必要な内部留保の確保、財務状況や業績等を勘案しながら、株主の皆様に利益還元を行ってまいります。

この方針に基づき、当期の剰余金の配当につきましては、１株当たり年間20円とすることを平成30年５月11日開催の取締役会で決定しております。

なお、平成30年度は安定的な配当を目指し、１株当たり年間15円の配当を予定しております。

8　その他会社の現況に関する重要な事項

（重要な訴訟事件等）

当社は、平成22年６月、公正取引委員会より、シャッター等の販売及び受注に関し独占禁止法第３条に違反する行為があるとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。

この排除措置命令及び課徴金納付命令については、その内容において当社と解釈が異なり、承服できないところがありますので、平成22年７月に公正取引委員会に審判手続開始を請求し、現在審判中であります。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成30年３月31日現在)　　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**9,774,212**	**流動負債**	**9,634,795**
現金及び預金	1,671,330	支払手形及び買掛金	4,424,039
受取手形及び売掛金	4,553,599	短期借入金	1,400,000
電子記録債権	1,229,952	１年内返済予定の長期借入金	1,859,200
仕掛品	893,865	リース債務	187,864
原材料及び貯蔵品	786,779	未払金	521,442
繰延税金資産	208,362	未払法人税等	119,203
その他	436,601	賞与引当金	237,028
貸倒引当金	△6,280	工事損失引当金	208,869
固定資産	**7,982,546**	製品改修引当金	94,366
有形固定資産	**6,739,425**	その他	582,782
建物及び構築物	2,085,853	**固定負債**	**1,832,110**
機械装置及び運搬具	89,807	長期借入金	1,149,140
工具、器具及び備品	80,652	リース債務	391,702
土地	4,141,141	長期未払金	125,303
リース資産	341,970	繰延税金負債	132,679
無形固定資産	**417,966**	退職給付に係る負債	33,285
電話加入権	24,097	**負債合計**	**11,466,906**
リース資産	194,620	**純資産の部**	
ソフトウェア仮勘定	185,454	**株主資本**	**6,310,798**
その他	13,793	**資本金**	**2,024,213**
投資その他の資産	**825,154**	**資本剰余金**	**186,000**
投資有価証券	39,941	**利益剰余金**	**4,146,559**
退職給付に係る資産	566,414	**自己株式**	**△45,973**
その他	224,115	**その他の包括利益累計額**	**△20,946**
貸倒引当金	△5,317	**その他有価証券評価差額金**	**14,269**
		退職給付に係る調整累計額	**△35,215**
		純資産合計	**6,289,852**
資産合計	**17,756,759**	**負債純資産合計**	**17,756,759**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		19,043,872
売上原価		14,268,654
売上総利益		**4,775,218**
販売費及び一般管理費		4,197,036
営業利益		**578,182**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,508	
償却債権取立益	511	
受取手数料	3,213	
保険配当金	14,875	
保険解約返戻金	4,480	
製品改修引当金戻入額	240,000	
その他	14,340	278,929
営業外費用		
支払利息	57,827	
シンジケートローン手数料	27,131	
手形売却損	5,023	
持分法による投資損失	1,692	
その他	11,692	103,368
経常利益		**753,743**
税金等調整前当期純利益		**753,743**
法人税、住民税及び事業税	217,250	
法人税等調整額	46,273	263,523
当期純利益		**490,219**
親会社株主に帰属する当期純利益		**490,219**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月11日

東洋シヤッター株式会社
取　締　役　会　御　中

栄　監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　林　　浩　史　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　清　水　章　夫　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東洋シヤッター株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋シヤッター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）　　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**9,722,026**	**流動負債**	**9,633,977**
現金及び預金	1,621,128	支払手形	3,587,752
受取手形	793,573	買掛金	844,400
売掛金	3,760,026	短期借入金	1,400,000
電子記録債権	1,229,952	１年内返済予定の長期借入金	1,859,200
仕掛品	895,090	リース債務	187,864
原材料及び貯蔵品	786,779	未払金	521,442
前払費用	98,618	未払費用	313,992
短期貸付金	200	未払法人税等	120,507
未収入金	333,370	未払消費税等	93,224
繰延税金資産	205,374	前受金	90,248
その他	4,191	預り金	67,684
貸倒引当金	△6,280	賞与引当金	230,368
固定資産	**8,031,325**	工事損失引当金	208,869
有形固定資産	**6,737,768**	製品改修引当金	94,366
建物	1,968,570	設備関係支払手形	14,056
構築物	117,222	**固定負債**	**1,814,338**
機械装置	84,275	長期借入金	1,149,140
車輌運搬具	3,935	リース債務	391,702
工具、器具及び備品	80,652	長期未払金	125,303
土地	4,141,141	繰延税金負債	148,192
リース資産	341,970	**負債合計**	**11,448,316**
無形固定資産	**417,673**	**純資産の部**	
電話加入権	23,804	**株主資本**	**6,290,766**
リース資産	194,620	**資本金**	**2,024,213**
ソフトウェア仮勘定	185,454	**資本剰余金**	**186,000**
その他	13,793	資本準備金	186,000
投資その他の資産	**875,883**	**利益剰余金**	**4,126,526**
投資有価証券	39,941	利益準備金	156,570
関係会社株式	0	その他利益剰余金	3,969,955
長期貸付金	1,487	繰越利益剰余金	3,969,955
破産更生債権等	5,316	**自己株式**	**△45,973**
差入保証金	137,701	**評価・換算差額等**	**14,269**
事業保険積立金	41,604	**その他有価証券評価差額金**	**14,269**
長期前払費用	37,984	**純資産合計**	**6,305,036**
前払年金費用	617,143		
その他	22		
貸倒引当金	△5,317		
資産合計	**17,753,352**	**負債純資産合計**	**17,753,352**

損 益 計 算 書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		19,043,872
売上原価		14,294,666
売上総利益		**4,749,206**
販売費及び一般管理費		4,166,108
営業利益		**583,098**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,503	
償却債権取立益	511	
受取手数料	3,213	
保険配当金	14,875	
保険解約返戻金	4,480	
製品改修引当金戻入額	240,000	
その他	14,334	278,918
営業外費用		
支払利息	57,827	
シンジケートローン手数料	27,131	
手形売却損	5,023	
その他	11,692	101,675
経常利益		**760,341**
特別損失		
関係会社株式清算損	1,691	1,691
税引前当期純利益		**758,650**
法人税、住民税及び事業税	217,068	
法人税等調整額	46,440	263,508
当期純利益		**495,141**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月11日

東洋シヤッター株式会社
取　締　役　会　御　中

栄　監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　林　　浩　史　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　清　水　章　夫　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東洋シヤッター株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月17日

東洋シヤッター株式会社　監査役会

常勤監査役　小　田　　修　㊞

常勤監査役　南　山　芳　毅　㊞

社外監査役　津　田　尚　廣　㊞

社外監査役　堤　　昌　彦　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役10名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（９名）は任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため１名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	再任  岡田　敏夫（おかだ　としお） （昭和37年11月４日生） ・在任年数　21年 ・所有する当社株式数 27,700株	昭和61年４月　川鉄商事㈱（現ＪＦＥ商事㈱）入社 平成３年４月　当社入社 平成６年10月　当社営業企画室長 平成９年６月　当社取締役企画室長 平成11年４月　当社取締役管理本部副本部長兼企画室長 平成12年４月　当社取締役総務部担当兼企画室長 平成13年６月　当社取締役生産事業部、総務部、経理部担当兼企画室長 平成14年10月　当社常務取締役東日本地区事業部担当兼関東ビル建事業部長 平成15年４月　当社常務取締役東京本社統括 平成19年４月　当社取締役兼常務執行役員企画管理本部長兼新規事業開発部長 平成20年４月　当社取締役兼常務執行役員企画管理本部管掌兼企画管理本部長兼新規事業開発部長 平成21年４月　当社常務取締役兼常務執行役員業務企画統括部長 平成22年４月　当社代表取締役社長兼執行役員社長、全般統括現在に至る
	【取締役候補者とした理由】 岡田敏夫氏は、平成３年入社以来、営業企画、管理、生産等経営全般に従事し、平成９年６月から取締役に就任しており、平成22年４月から代表取締役社長を務めております。 よって、当社における経営全般及び管理運営業務に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	再任  丸山明雄（まるやまあきお） （昭和28年11月３日生） ・在任年数　６年 ・所有する当社株式数 6,300株	昭和51年４月　㈱第一勧業銀行（現㈱みずほ銀行）入行 平成15年９月　当社経理部長 平成18年４月　当社執行役員企画管理本部副本部長 平成19年４月　当社常務執行役員企画管理本部副本部長 平成22年４月　当社常務執行役員経営企画統括部長 平成24年６月　当社取締役兼常務執行役員、経営企画統括部長 平成27年４月　当社専務取締役兼専務執行役員、経営企画統括部長 平成27年６月　当社代表取締役専務兼専務執行役員、全般統括兼経営企画統括部長 現在に至る
	【取締役候補者とした理由】 丸山明雄氏は、金融機関における20年以上の経験に加え、平成15年入社以来、経理、経営企画等管理部門の業務に従事し、平成18年４月に執行役員に就任しており、管理部門を担当しております。また、平成24年６月に取締役、平成27年６月から代表取締役専務に就任しております。 よって、当社の経営全般及び管理運営業務に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>再任

金久史郎
(昭和30年3月16日生)

・在任年数　3年
・所有する当社株式数
5,000株</td><td>昭和53年４月　当社入社
平成12年４月　当社京都支店長
平成15年４月　当社メンテ事業部長兼関西メンテ支店長
平成17年３月　当社西日本事業部長
平成18年４月　当社執行役員、西日本営業ユニット部長兼営業推進部長
平成21年４月　当社執行役員、業務企画統括部副統括部長兼営業企画部長
平成25年４月　当社執行役員、コンプライアンス統括部長兼
リスク管理部長、業務監査部長
平成27年４月　当社常務執行役員、事業統括部副統括部長
平成27年６月　当社取締役兼常務執行役員、事業統括部副統括部長
平成28年４月　当社取締役兼常務執行役員、事業統括部副統括部長、東日本
ユニット管掌
平成29年４月　当社取締役兼常務執行役員、ユニット担当
平成30年４月　当社常務取締役兼常務執行役員、ユニット総括
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取締役候補者とした理由】
金久史郎氏は、昭和53年入社以来、営業部門を中心に従事し、平成18年４月に執行役員に就任し、業務企画、コンプライアンス、営業を担当しております。また、平成27年６月に取締役に就任し、東日本地区の営業を担当しており、平成29年４月からはユニット全般の担当をしております。
よって、当社の事業運営のみならずコンプライアンスに関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	再任  岩田静夫（いわたしずお） （昭和33年２月４日生） ・在任年数　３年 ・所有する当社株式数 12,600株	昭和55年４月　当社入社 平成16年６月　当社経営企画室長 平成18年４月　当社経営企画部長 平成22年４月　当社総務部長 平成25年４月　当社業務企画統括部副統括部長兼設計工務部長 平成26年４月　当社執行役員、商品企画統括部長 平成27年４月　当社常務執行役員、商品企画統括部長 平成27年６月　当社取締役兼常務執行役員、商品企画統括部長 平成29年４月　当社取締役兼常務執行役員、商品企画統括部長兼技術部長 現在に至る
	【取締役候補者とした理由】 岩田静夫氏は、昭和55年入社以来、設計、生産、経営企画、設計工務等の業務に従事し、平成26年４月に執行役員に就任しており、平成27年６月には取締役に就任し、購買・技術を担当しております。 よって、当社の製品開発に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	再任  能村（のむら） 宏（ひろし） （昭和37年７月６日生） ・在任年数　３年 ・所有する当社株式数 2,900株	昭和61年４月　㈱第一勧業銀行（現㈱みずほ銀行）入行 平成26年４月　当社執行役員、事業統括部副統括部長 平成26年10月　当社執行役員、事業統括部副統括部長兼事業戦略室長 平成27年４月　当社常務執行役員、業務企画統括部長兼事業戦略室長 平成27年６月　当社取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長兼事業戦略室長 平成28年10月　当社取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長、事業戦略室担当 平成29年４月　当社取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長 平成30年４月　当社取締役兼常務執行役員、ユニット副総括兼営業推進担当 現在に至る
	【取締役候補者とした理由】 能村宏氏は、金融機関における20年以上の経験に加え、平成26年４月入社以来、執行役員に就任し営業を担当しており、平成27年６月には取締役に就任し、業務企画や事業戦略を担当しております。 よって、当社の事業運営に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	再任  山本　毅彦（やまもと　たけひこ） （昭和34年1月20日生） ・在任年数　1年 ・所有する当社株式数 12,045株	昭和56年４月　当社入社 平成15年12月　当社つくば工場長 平成18年４月　当社奈良工場長 平成22年９月　当社業務企画統括部副統括部長兼設計工務部長 平成23年４月　当社コンプライアンス統括部長兼リスク管理部長兼業務監査部長 平成24年４月　当社九州工場長 平成26年４月　当社事業統括部副統括部長兼九州工場長 平成28年４月　当社事業統括部西日本ユニット九州工場長 平成28年10月　当社執行役員、事業統括部西日本ユニット九州工場長 平成29年４月　当社常務執行役員、生産担当兼西日本ユニット九州工場長（全社生産総括） 平成29年６月　当社取締役兼常務執行役員、生産担当兼西日本ユニット九州工場長（全社生産総括） 現在に至る
	【取締役候補者とした理由】 山本毅彦氏は、昭和56年入社以来、生産やコンプライアンス等の業務に従事し、平成28年10月には執行役員、平成29年4月には常務執行役員に就任し生産全般を担当しており、平成29年6月には取締役に就任し、生産全般を総括しております。 よって、当社の生産全般に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="3">7</td><td>再任　独立社外

堀井昌弘
(昭和33年1月13日生)

・在任年数　6年
・所有する当社株式数
0株</td><td>平成２年４月　弁護士登録
平成12年１月　さくら法律事務所代表弁護士
現在に至る
平成15年６月　岩谷産業㈱社外監査役
現在に至る
平成24年６月　当社取締役
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由】
堀井昌弘氏は、弁護士としての豊かな経験と優れた識見を活かし、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【独立性に係る事項】
同氏の兼職先と当社との間には、取引等の利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
よって、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。同氏の再選が承認された場合、同届け出を継続する予定であります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
(ふりがな)
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>再任　社外

マーチン・ハーマン
(昭和40年3月5日生)

・在任年数　3年
・所有する当社株式数
0株</td><td>平成７年１月　ハーマン・フェアカウフスゲゼルシャフト（合）マネージングパートナー
現在に至る
平成10年１月　ハーマン北京ドア・プロダクション㈱取締役会会長
現在に至る
平成10年３月　ハーマン・ベタイリグングス㈲マネージングディレクター
現在に至る
平成27年６月　当社取締役
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由】
マーチン・ハーマン氏は、平成７年のハーマン・フェアカウフスゲゼルシャフト（合）のマネージングパートナーを始め、ハーマン北京ドア・プロダクション㈱の取締役会会長に就任するなど、複数の海外企業経営者としての豊かな経験と優れた識見を当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="3">9</td><td>再任 独立社外

水野　久美子
(昭和35年3月19日生)

・在任年数　3年
・所有する当社株式数
0株</td><td>昭和57年４月　日本火災海上保険㈱（現損害保険ジャパン日本興亜㈱）入社
平成３年10月　青山監査法人入所
平成７年５月　水野会計事務所設立
現在に至る
平成27年６月　当社取締役
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由】
水野久美子氏は、公認会計士としての豊かな経験と優れた識見を当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【独立性に係る事項】
同氏の兼職先と当社との間には、取引等の利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
よって、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。同氏の再選が承認された場合、同届け出を継続する予定であります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
10	新任  村中 正人（むらなか まさと） （昭和34年1月19日生） ・在任年数　0年 ・所有する当社株式数 5,300株	昭和56年３月　㈱日本シャッター製作所入社 昭和62年10月　当社と㈱日本シャッター製作所が合併 平成15年４月　当社神戸支店長 平成18年４月　当社執行役員、メンテ営業ユニット部門長 平成20年４月　当社執行役員、西日本営業ユニット長兼西日本営業推進部長 平成22年４月　当社執行役員、西日本事業部長兼九州工場長 平成24年４月　当社執行役員、事業統括部副統括部長兼九州支店長 平成25年10月　当社執行役員、事業統括部副統括部長兼EM営業部長（ハーマン事業推進担当） 平成27年４月　当社執行役員、事業統括部EM営業部長兼事業戦略室部長 平成29年４月　当社常務執行役員、営業推進統括部長兼東日本営業推進部長兼EM営業部長 平成30年４月　当社常務執行役員、ユニット副総括兼営業推進統括部長兼東日本営業推進部長兼市場開拓担当 現在に至る
	【取締役候補者とした理由】 村中正人氏は、昭和56年入社以来、営業やメンテナンス、事業戦略等の業務に従事し、平成18年4月には執行役員、平成29年4月には常務執行役員に就任しております。 よって、当社の事業運営に関する相当な知見を有している人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。	

（注）１.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２.社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者堀井昌弘氏及びマーチン・ハーマン氏並びに水野久美子氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏らが再選された場合には、本契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役小田修氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況
再任  小田（おだ）　修（おさむ） （昭和29年2月8日生） ・在任年数　４年 ・所有する当社株式数 10,600株	昭和51年３月　㈱日本シャッター製作所入社 昭和62年10月　当社と㈱日本シャッター製作所が合併 平成16年３月　当社EM事業部長兼オーシマ営業部長 平成18年４月　当社内部統制統括部長兼リスク管理部長 平成19年６月　当社取締役兼内部統制統括部長兼リスク管理部長 平成21年４月　当社取締役兼コンプライアンス統括部長 平成21年10月　当社取締役兼常務執行役員、コンプライアンス統括部長 平成22年４月　当社取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長 平成24年４月　当社取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長兼設計工務部長 平成25年４月　当社取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長 平成26年４月　当社取締役 平成26年６月　当社常勤監査役 現在に至る
【監査役候補者とした理由】 小田修氏は、昭和51年入社以来、営業、内部統制、コンプライアンス、業務企画等の幅広い業務に従事し、豊富な業務経験を有しており、平成19年から取締役、平成26年から監査役に就任しております。よって、その豊富な業務経験と専門的見地から、適切な監査を行える人材と判断し、引き続き監査役としての選任をお願いするものであります。	

（注）候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査役補欠者１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ監査役補欠者１名の選任をお願いするものであります。

峯本耕治氏は社外監査役の補欠者として選任をお願いするものであります。

本議案提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、候補者からは、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況
再任　独立社外  峯本　耕治（みねもと　こうじ） （昭和34年５月18日生） ・所有する当社株式数 0株	平成２年４月　弁護士登録 平成２年４月　長野総合法律事務所入所 現在に至る 平成23年６月　㈱関西アーバン銀行社外監査役 現在に至る
【社外監査役補欠者候補とした理由】 峯本耕治氏は、弁護士としての豊富な経験と優れた識見を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、引き続き社外監査役補欠者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。	
【独立性に係る事項】 同氏の兼職先と当社との間には、取引等の利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。 よって、当社は、同氏の再選が承認され、同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に届け出を行う予定であります。	

（注）1.　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　社外監査役補欠者候補に関する特記事項は以下のとおりであります。

社外監査役補欠者候補との責任限定契約について

当社は社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外監査役補欠者候補である峯本耕治氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになり就任することとなった場合は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

【ご参考】

社外役員の独立性基準

当社では社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性基準として、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン」）に加え、監督機能を発揮するために高い専門性と豊富な経験を有していることを独立性の判断基準とします。

但し、ガイドライン上の、①当社を主要な取引先とする者、②当社の主要な取引先である者、③役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタントの定義は下記の通りであり、いずれの項目にも該当しない社外役員を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立社外役員と判断します。

①当社を主要な取引先とする者とは取引先の年間連結売上高の２％以上であること

②当社の主要な取引先である者とは当社の年間連結売上高の２％以上の取引がある、又は年間連結総資産の２％以上の融資を当社に行っている者であること

③役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているとは、当社から弁護士・公認会計士・税理士等コンサルタントとして取締役・監査役報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を支払っている者、または恒常的に顧問契約を締結している者であること

以　上

株主総会会場のご案内

日 時 | **2018年6月21日（木曜日）午前10時**

会 場 | **ネストホテル大阪心斎橋 2階「淀」**
大阪市中央区南船場二丁目４番10号



交通のご案内 | 地下鉄堺筋線または長堀鶴見緑地線「長堀橋」駅 **下車2-A出口方面**
「クリスタ長堀」 **北-3出口よりすぐ**

※駐車場はご用意いたしておりませんので、当日はお車でのご来場はご遠慮願います。

TOYO Shutter

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。